（農村環境課の所掌事務）

第二百三条　農村環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

三　（略）

第二百五十一条から第二百六十二条まで　削除

（農村環境課の所掌事務）

第二百三条　農村環境課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　土地改良事業計画の技術的な基準に関すること。

四　（略）

第二百五十一条　削除

第二百五十二条から第二百五十七条まで　削除

（筑後川下流農業水利事務所）

第二百五十八条　国営の筑後川下流農業水利事業に関する事務を分掌させるため、九州農政局に、筑後川下流農業水利事務所を置く。

2　筑後川下流農業水利事務所に、次長二人を置く。

3　次長は、所長を助け、筑後川下流農業水利事務所の事務を整理する。

4　筑後川下流農業水利事務所に、次の三課並びに用地調整官、企画官及び技術専門官それぞれ一人を置く。

庶務課

管理課

工事課

5　庶務課は人事、文書、会計、職員の福利厚生及び労務並びに他の所掌に属しない事務に関する事務を、管理課は土地改良財産の管理及び処分に関する事務を、工事課は事業の実施に関する企画及び立案並びに調整に関する事務、工事の設計基準の作成並びに工事の実施及び検査に関する事務並びに農業用施設機械及び電気通信設備に関する事務をつかさどる。

6　用地調整官は、工事に伴う土地、工作物その他の物件及び権利の買収及び補償に関する調査及び連絡調整に関する事務を行う。

7　企画官は、事業の実施に関する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8　技術専門官は、事業の実施に関する技術上の専門の事項についての連絡調整及び指導に関する事務を行う。

9　筑後川下流農業水利事務所に、佐賀支所を置く。

第二百五十九条から第二百六十二条まで　削除

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　（略）

2・3　（略）

4　四国東部農地防災事務所に、次の七課並びに用地調整官二人、管理調整官一人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課

用地課

管理課

調査設計課

工事第一課

工事第二課

工事第三課

（四国東部農地防災事務所）

第二百六十三条　（略）

2・3　（略）

4　四国東部農地防災事務所に、次の八課並びに用地調整官二人、管理調整官一人、技術専門官二人及び環境専門官一人を置く。

庶務課

用地第一課

用地第二課

管理課

調査設計課

工事第一課

工事第二課

工事第三課